

ひき逃げ事故・ 無保険事故にあわれた 被害者の方のために

ひき逃げされて相手の自動車が不明の場合や、
自賠責保険(共済)をつけていない自動車(無保険車)が相手車両となった場合は、
『政府の保障事業』に請求することができます。



『政府の保障事業』とは

ひき逃げ事故などの自賠責保険(共済)に請求できない事故で被害者が受けた人身損害に対し、政府(国土交通省)が加害者に代わって損害相当額を立替払いする制度です。請求にあたっては、以下の点にご注意ください。

- 原則として、人身事故の交通事故証明書が必要となります。
- ご請求できる期間(傷害の場合は事故発生日から3年)が決まっています。

「政府の保障事業」に関するご案内は損害保険料率算出機構*の公式ウェブサイトからもご覧いただけます。

公式ウェブサイト <https://www.giroj.or.jp>

*損害保険料率算出機構とは、「損害保険料率算出団体に関する法律」(昭和23年7月29日法律第193号)に基づいて設立された法人で、その事業の一環として政府の保障事業請求事案についての損害調査業務を行っています。



ご請求にあたっては、政府の保障事業の受付窓口である下記の損害保険会社(組合)にご相談ください。
(どちらの保険会社(組合)でも受け付けています。なお、保険代理店では受け付けておりませんのでご注意ください。)

あいおいニッセイ同和損害保険(株)
AIG 損害保険(株)
共栄火災海上保険(株)
セコム損害保険(株)
セゾン自動車火災保険(株)
損害保険ジャパン(株)
大同火災海上保険(株)

Chubb 損害保険(株)
東京海上日動火災保険(株)
日新火災海上保険(株)
三井住友海上火災保険(株)
明治安田損害保険(株)
楽天損害保険(株)

全国共済農業協同組合連合会
全国自動車共済協同組合連合会
全国トラック交通共済協同組合連合会
全国労働者共済生活協同組合連合会

(令和6年1月1日現在、五十音順)



損害保険料率算出機構
自賠責損害調査センター保障事業部
TEL 03-6758-1300(代表)